

第1章 総則

（目的）

第1条 福岡女学院看護大学大学院（以下「本大学院」という。）は、キリスト教に基づく福岡女学院創立の精神に則り、看護・保健医療分野に関する学問についての学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥を極め、看護・保健・医療・福祉の質の向上に貢献する人材を育成することを目的とする。

（研究科）

第2条 本大学院に次の研究科を置く。

看護学研究科

（課程）

第3条 研究科の課程は、修士課程とする。

- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うこととする。

（専攻、専攻の目的）

第4条 研究科に、次の専攻を置く。

看護学専攻（修士課程）

- 2 看護学研究科看護学専攻は、キリスト教精神及びヒューマンケアリングに基づき、シミュレーション教育を中心とした看護学教育が実践できる教育者・研究者を育成し、社会に貢献することを目的とする。

（入学定員及び収容定員）

第5条 学生の定員は、次のとおり定める。

看護学専攻 入学定員 3名 収容定員 6名

（修業年限）

第6条 修士課程の標準修業年限は2年とする。

（在学期間）

第7条 修士課程は4年を超えて在学することはできない。ただし、第46条第1項の規定により入学した学生は、同条第3項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて、在学することはできない。

- 2 休学を含む最長在籍期間は6年とする。

（長期履修学生の在学期間）

第8条 第62条に定める長期履修学生として認められた学生の休学を含む最長在籍期間は、6年とする。

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を次の2学期に分ける。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長が特に必要と認めた場合は、前項に定める学期の開始日及び終了日を変更することができる。

(休業日)

第11条 休業日を次のように定める。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」(昭和23年法律第178号第3条)に定める休日

(3) 創立記念日 5月18日

(4) 春期休業日 3月21日から3月31日まで

(5) 夏期休業日 8月1日から9月20日まで

(6) 冬期休業日 12月25日から1月7日まで

2 学長は必要に応じて前項第3号から第6号までに規定する休業日を、臨時に変更することができる。

3 学長は、第1項の規定に関わらず、特別の必要があると認められるときは、臨時に休業日を設け、又は、休業日に授業を行うことができる。

(年間の授業期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第2章 組織運営

(教員組織)

第13条 研究科の授業は、大学院設置基準に定める資格を有する教授、准教授、講師及び助教が担当する。

2 学位論文の作成等に関する研究指導は、研究指導教員が担当する。

(運営会議)

第14条 本大学院の管理運営に関する重要な事項は、福岡女学院看護大学運営会議(以下「運営会議」という。)で審議する。

2 運営会議に関して必要な事項は、これを別に定める。

(大学院委員会)

第15条 本大学院の教育研究に関する重要な事項を審議するため、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、本大学院の授業科目を担当する専任教員をもって構成し、学長が必

要であると認めた場合は、その他の職員を加えることができる。

3 大学院委員会に関して必要な事項は、これを別に定める。

(役職)

第16条 本大学院に次の役職を置く。

研究科長

2 前項に必要な事項はこれを別に定める。

第3章 教育課程及び履修方法等

(教育方法)

第17条 研究科における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 授業科目及び単位は、研究科で定める。

3 第1項の授業及び研究指導は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第1項の授業及び研究指導を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(メディアを利用して行う授業)

第18条 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時に、パソコンその他双方向の通信手段によって行う。

(授業科目の編成及びその単位数)

第19条 研究科における授業科目の編成及びその単位数は、別表1のとおり定める。

2 転入学生、再入学生等の履修方法については、別に定める。

(履修方法)

第20条 授業科目の履修方法などは、別に履修規程にこれを定める。

(教育方法の特例)

第21条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(試験)

第22条 試験は学年末又は学期末に実施し、履修した科目について筆記、口述、論文、実技等によって行う。

2 試験は、履修規程で定めるところに従い、あらかじめ受講届けを提出して受講した授業科目に限り、受けることができる。

(単位の授与)

第23条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(単位の認定)

第24条 授業科目の単位の認定は、試験又は研究報告により、当該科目担当教員が行う。

(成績の評価)

第25条 試験の成績は、AA、A、B、C、D、Fで表わし、AA、A、B、Cを合格とする。

第26条 病気その他やむを得ない理由のため試験を受けることができなかった者に対しては、追試験を行うことがある。

(再試験)

第27条 不合格になった科目について、別に定めるところにより再試験を行うことがある。

(他の大学院における授業科目の履修)

第28条 教育研究上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。この場合の履修期間は、第6条から第8条までに規定する標準修業年限及び在学期間に含まれるものとする。

2 前項の規定により修得した単位は、合計15単位を超えない範囲で、本大学院において履修したものとみなすことができる。ただし、第30条の規定により認定された単位と合わせて15単位を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第29条 教育研究上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等（外国の大学の大学院又は研究所等を含む。）との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 当該研究指導を受ける期間は、1年を超えることはできない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 学生が入学前に他の大学の大学院（外国の大学の大学院を含む。）において修得した単位については、科目に応じて15単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 単位の認定方法等については、研究科で定める。

(在学期間の短縮)

第31条 前条第1項により本大学院に入学する前に修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、本大学院に少なくとも1年以上在学するものとする。

第4章 課程の修了及び学位の授与

(修了要件)

第32条 研究科に2年(第46条の規定により入学した者については、大学院委員会及び運営会議の審議を経て学長が定めた在学すべき年数)以上在学し、この学則及び別に定める履修規程に従って、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者については大学院委員会及び運営会議の審議を経て、学長が課程の修了を認定する。ただし、優れた研究業績を上げたと思われる者の在学期間に関しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、研究科が当該課程の目的に応じ適当と認める場合は、特定の課題についての研究の成果をもって学位論文の審査に代えることができる。

3 学位論文の審査及び最終試験については、別に定める。

(学位の授与)

第33条 学長は、修士課程の修了を認定した者に対して、次の学位を与え、学位記を授与する。

看護学専攻 修士(看護学)

2 学位の授与に関する規程は、別に定める。

第5章 入学、退学、除籍、休学、転学、留学、復学及び再入学

(入学の時期)

第34条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学については学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第35条 修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(3) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年2月7日文部省告示第5号)

(4) 学校教育法第104条第7項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から、学士の学位を授与された者

(5) その他、本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第36条 入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、指定の期日までに、本大学院所定の書類に入学検定料を添えて、学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第37条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行い、大学院委員会及び運営会議の審議を経て学長が合格者を決定する。

(入学手続き及び入学許可)

第38条 本大学院に入学を志願する者は、前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた後、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の納入金を納付しなければならない。

2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第39条 入学を許可された者は、保証人1名を定めて届け出なければならない。

2 保証人は、本人が在学する期間、本人について一切の責任を有するものとする。

3 保証人に身上の異動又は住所の変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(退学)

第40条 退学を希望する者は、保証人連署のうえ、理由書を付して退学願を学長に提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、大学院委員会の審議を経て、学長がこれを除籍することができる。

- (1) 期限までに学費の納入を行わず、督促してもなお納付しない者
- (2) 第7条及び第8条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第43条に定める休学期間を超え、なお復学ができない者
- (4) その他除籍が必要と認められる者

(休学)

第42条 疾病その他やむを得ない理由で、3カ月以上修学ができない者は、保証人連署の上理由書を付して願い出、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でない認められる者について、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第43条 休学期間は、1年以内とする。ただし特別の理由がある場合は、休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。
- 3 休学期間は、第7条及び第8条の在学期間には算入しない。
- 4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第44条 他の大学の大学院に入学又は転入学を志願しようとする場合は、学長の許可を得なければならない。

- 2 転入学が決定した者は、第40条と同様の退学願を学長に提出しなければならない。

(留学)

第45条 外国の大学の大学院で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 第28条の規定は、外国の大学の大学院へ留学する場合に準用する。

(再入学)

第46条 本大学院の学生であった者で再入学を希望する者は、その旨学長に願い出なければならない。

- 2 学長は、前項の願い出があるときは、大学院委員会及び運営会議の審議を経て相当年次に入学を許可することがある。
- 3 前項の規定により入学を許可された者の在学すべき年数及び再入学前に修得したものとみなす単位数については、大学院委員会及び運営会議の審議を経て学長が決定する。

第6章 学費(入学検定料、入学科、授業料)

(種類及び金額)

第47条 本大学院の学費の種類及び金額は、別表2のとおりとする。

(納入期)

第48条 前条に定めるもののうち、授業料等納付金は、各学期に学長の指定する期日までに納付しなければならない。

- 2 前期又は後期中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの授業料等納付金を、復学又は入学した月に納入しなければならない。
- 3 学年の途中で修了する見込みの者は、修了する見込みの月までの授業料等納付金を納入しなければならない。
- 4 前期又は後期中途で退学する者は当該期分の授業料等納付金を納入しなければならない。

(休学・停学中及び修業年限を超える者等の授業料等納付金)

第49条 休学期間中は、第47条に定めるもののうち、休学时納付金として在籍料のみを徴収する。

- 2 停学期間中の授業料等納付金はこれを徴収する。
- 3 第6条に規定する修業年限を超える者の授業料等納付金はこれを徴収する。

(納付金徴収の猶予)

第50条 学費支弁の困難な者に対しては、その実情と学業成績とにより、授業料等納付金の一部を免除又は貸与することがある。

(科目等履修生等の納付金)

第51条 科目等履修生、聴講生、特別聴講生及び外国人留学生の入学検定料、入学金及び授業料等納付金については、別にこれを定める。

(納付金の返還)

第52条 既納の学費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。一旦徴収した納入金は過誤によるもの以外は、一切返還しない。

第7章 賞罰

(表彰)

第53条 学生として表彰に値する行為があった者は、大学院委員会及び運営会議の審議を経て、学長がこれを表彰することがある。

(懲戒)

第54条 本大学院の学則又は諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった者は、大学院委員会及び運営会議の審議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学処分は次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがない者
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて、出席常でない者

- (4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 懲戒の手続きについては、これを別に定める。

第8章 保健及び厚生施設

(保健室)

第55条 本大学院に保健室を置き、一般保健に関する業務及び応急処置を行う。

- 2 保健室に関する規程は、別にこれを定める。

(健康診断)

第56条 学生及び教職員の健康管理のため、毎年健康診断を行う。

第9章 科目等履修生、聴講生、研究生、特別聴講生、委託生及び長期履修学生

(科目等履修生)

第57条 本大学院において、特定の授業科目の履修及び単位修得を志願する者があるときは、学生の授業に支障のない限り大学院委員会において選考の上、学長は科目等履修生として履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関する規程は、別にこれを定める。

(聴講生)

第58条 本大学院において、特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、学生の授業に支障のない限り大学院委員会において選考の上、学長は聴講生として聴講を許可することができる。

- 2 聴講生に関する規程は、別にこれを定める。

(研究生)

第59条 本大学院において、特定の事項について研究を行うことを希望する者があるときは、学生の指導及び研究に妨げのない限り、大学院委員会において選考の上、学長は研究生としてこれを許可することができる。

- 2 研究生に関する規程は、別にこれを定める。

(特別聴講生)

第60条 他の大学の大学院の学生で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学の大学院との協議に基づき、学長は特別聴講生として入学を許可することができる。

(委託生)

第61条 本大学院において、病院、学校、その他の団体等から、その所属職員に特定の事項に関する研修の委託があるときは、選考の上、学長は委託生として入学を許可することができる。

(長期履修学生)

第62条 本大学院に長期履修学生として入学を志願する者があるときは、大学院委員会において選考の上、学長は入学を許可することができる。

- 2 長期履修学生に関する規程は、別にこれを定める。

第10章 学則等の準用

(学則等の準用)

第63条 この学則に定めるもののほか、本大学院の学生に関する必要な事項については、福岡女学院看護大学学則及びその他の福岡女学院諸規程を準用する。

第11章 自己点検・評価、情報の公開

(自己点検・評価)

第64条 本大学院は、第1条の目的を達成するため、自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検項目及び実施体制については、別に定める。

(情報の公開)

第65条 本大学院における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的にその情報を公開するものとする。

第12章 改廃

(学則の改廃)

第66条 この学則の改正は、大学院委員会及び運営会議の審議を経て理事会が行う。

附 則 1

1 この学則は、2023(令和5)年4月1日から施行する。ただし、第36条から第38条までの規定は、文部科学大臣が本大学院の設置を認可した日から施行する。

別表1 (第19条第1項関係)

区分	授 業 科 目	年次	単位数			時間	コマ	卒業要件 (合計30単位以上)
			必修	選択	自由			
共通選択科目	看護倫理学特論	1・2		2		30	15	選択 4単位 以上
	健康支援論	1・2		2		30	15	
	看護マネジメント論	1・2		2		30	15	
	小 計 3科目		0	6	0	90	45	4
専門基礎科目	ヒューマンケアリング看護論	1	2			30	15	必修 8単位
	看護シミュレーション教育学特論	1	2			30	15	
	看護教育学特論	1	4			60	30	
	小 計 3科目		8	0	0	120	60	8
専門科目	看護シミュレーション教育学演習	2	2			30	15	必修 6単位
	看護教育学演習	1	4			60	30	
	小 計 2科目		6	0	0	90	45	6
看護研究科目	看護研究方法論Ⅰ	1	2			30	15	必修 12単位
	看護研究方法論Ⅱ	1	2			30	15	
	特別研究	1~2	8			120	60	
	小 計 3科目		12	0	0	180	90	12
合 計	11科目		26	6	0	480	240	30

別表2 (第47条関係)

種 類	項 目		金 額
入学検定料	入学検定料		30,000円
入 学 金	入 学 金	福岡女学院看護大学卒業生	100,000円
		他大学等卒業生	300,000円
授業料等納付金	授 業 料		700,000円
	施 設 設 備 費		200,000円
休学時納付金	在 籍 料		200,000円

○福岡女学院看護大学 大学院委員会規程

文部科学大臣認可の日〔2022（令和4）年8月31日〕 制定

（目的）

第1条 この規程は、福岡女学院看護大学大学院学則(以下「学則」という。)第15条の規定に基づき、大学院委員会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（構成）

第2条 大学院委員会は、学長がその招集及び審議について研究科長に委任し、研究科長、専任の教授及び准教授をもって構成する。

2 学長及び事務部長は、出席し発言することができる。

3 講師及び助教は出席することができるが議決権を持たない。

4 大学院委員会が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

（招集）

第3条 研究科長は、大学院委員会を招集する。

2 大学院委員会を招集するときは、開催日から少なくとも1週間前に、会の日時、場所及び議題を示さなければならない。ただし、緊急の場合はその限りでない。

（議長）

第4条 大学院委員会の議長は、研究科長とする。

2 研究科長に支障がある場合は、構成員の中から研究科長が指名した者が議長の職務を代行する。

（成立要件及び採決）

第5条 大学院委員会は、構成員の過半数の出席により成立する。ただし、委任状は出席者の数に加えるが、採決に加えることはできない。

2 次の各号に該当する者は構成員の中から除く。

(1) 3カ月以上の休職中の者

(2) 長期の出張者

(3) 研修中の者

3 大学院委員会の議事は、前項の出席者(以下「出席者」という。)の過半数の賛成によって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、学長の最終決定を妨げるものではない。

4 前項の規定にかかわらず、学則改正の提案及び教員の人事に関わる事項の決定については、出席者の3分の2以上又は構成員の2分の1以上のうちいずれか多数の賛成を得なければならない。

5 議長は、教員人事等を審議又は採決する場合、直接の利害関係を有する構成員を退席させなければならない。

（審議事項）

第6条 大学院委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たって意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、再入学及び修了に関する事項

(2) 進級及び修了の判定並びに学位の授与に関する事項

- (3) 学生の賞罰に関する事項
 - (4) その他教育研究に関する重要な事項で、大学院委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 大学院委員会は、次の各号に掲げる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じて意見を述べることができる。
- (1) 学則改正に関する事項
 - (2) 教員の採用、昇任その他の人事に関わる候補者選考に関する事項
 - (3) 非常勤講師の委嘱に関する事項
 - (4) 名誉教授の推薦に関する事項
 - (5) 教育課程、履修及び開講科目に関する事項
 - (6) 学位論文審査に関する事項
 - (7) FDに関する事項
 - (8) 自己点検・評価に関する事項
 - (9) 教育研究関連予算及び決算に関する事項
 - (10) 教育施設・設備の充実にに関する事項
 - (11) 大学院の将来計画に関する事項
 - (12) 学生の退学・除籍・休学・復学・転学及び留学に関する事項
 - (13) 学生の福利厚生、学生生活及び学生生活に関する事項
 - (14) 学生の宗教教育に関する事項
 - (15) 大学院行事、学年暦に関する事項
 - (16) 大学院委員会の審議が必要な諸規程の制定及び改廃に関する事項
 - (17) その他教育研究に関する重要事項
 - (18) その他研究科長が大学院委員会に付議する必要があると認めた事項
(各種委員会)

第7条 大学院委員会は、前条に掲げる教育研究に関する事項を審議するために、委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、審議の結果を大学院委員会に報告し、承認を得るものとする。
(議事録及び事務)

第8条 大学院委員会の議事及びその結果を議事録に記録し、議長及び2名の構成員の署名を得たのちこれを保管するものとする。

- 2 大学院委員会に関する事務及び議事録の保管は、事務部がこれにあたる。
(改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学院委員会及び福岡女学院看護大学運営会議の審議を経て学長が行う。

附 則 1

この規程は、2023(令和5)年4月1日より施行する。